共済預金のお知らせ!!

共済預金は、組合員の生活の安定と福祉の増進を目的として、共済組合が皆様からお預かりしたお金（共済預金）を有価証券等で資産運用を行い、その運用益を預金利息として還元させていただいております。（平成28年度の資産運用状況については、8月号に掲載予定）

つきましては、この事業をよりご理解いただくために、共済預金の制度の概要についてお知らせしますので、この機会に共済預金を有効にご活用ください。

1 共済預金について

共済預金は、「全員口座」と「自由口座」の2種類あり、いずれも出し入れ自由な普通預金です。なお、組合員1人につき「全員口座」と「自由口座」をそれぞれ1口座ずつ開設することができます。（任意継続組合員の場合は、「自由口座」のみご利用になれます。）また、取扱銀行は、埼玉県内の埼玉りそな銀行となります。

2 口座開設等について

（1）全員口座

共済組合からの給付金や助成金などを送金するための口座となりますので、組合員の資格を取得したときは、必ず開設していただく口座です。なお、口座開設店は、所属所ごとに決まっています。また、希望によりキャッシュカードを作成することができます。

（2）自由口座

組合員が希望する埼玉県内の埼玉りそな銀行の支店で開設することができる口座です。また、少額貯蓄非課税制度（新マル優）も適用されます。

3 支払利率について

平成29年度の利率は、「全員口座」・「自由口座」とも年利1.8%です。なお、この利率は年度途中で見直す場合もあります。

4 利息について

日割り計算したものを年1回、4月1日付けで元金に繰り入れます。

5 預け入れ限度額について

「全員口座」と「自由口座」を合わせて組合員1人につき3,000万円までとなります。

6 ペイオフについて

ペイオフとは、各金融機関が加入する預金保険機構による保険制度であり、金融機関が破たんした場合に預金者に対して預金の一定額を保護する制度です。したがって、共済組合は、銀行などの金融機関に該当しないことから、共済組合と組合員との間にはペイオフは適用されませんが、一預金者である共済組合と金融機関との間にはペイオフが適用されます。

7 副印鑑について

共済組合では、不正な預金の引出しを防ぐことを目的に平成26年4月1日以降に新たに作成する通帳から副印鑑（通帳表紙裏面に貼られるお届印）の貼付を原則廃止しております。なお、副印鑑については、新たに貼付することや取外すこともできますので、詳しくは福祉課または埼玉りそな銀行県内各支店までお問い合わせください。

お問い合わせ先　福祉課　☎048-822-3305